

財団法人日本テニス協会公認普及員制度と養成講習会について

わが国テニス界において、指導者の養成は急務であり、公認指導者の養成講習会の開催と資格付与は、指導者技能を高めると共に、指導者としての自信と責任を持つての活動を可能にします。

指導者資格としては、指導員（指導員、上級指導員）教師（教師、上級教師）コーチ（コーチ、上級コーチ）があり、それぞれの分野で活躍しています。

現在の指導員の数は、サッカー2万人、スキー2万7千人、バレーボール7千5百人等を有し、実績を上げていますが、テニスにおいてはこの数十年5千人を少し超える程度で、増加は見られません。全国テニス愛好家40%近くをかかえる関東テニス協会と致しましては、指導者の養成講習会を開催し、数多くの指導員を認定する必要があります。

公認指導員資格は、都県テニス協会が専門科目、都県体育協会が共通科目を担当し、開催することになっていますが、両協会の連携が難しく、テニスの指導者養成講習会の開催が少ないのが現状です。

今回ご案内の公認普及員養成講習会は、数多くのテニス指導者を養成する為のものであり、公認指導員養成講習会の「専門科目」40時間、「共通科目」35時間の内、専門科目40時間を終了（合格）とし「テニス普及員」の資格を付与します。

公認普及員資格取得後は、公認普及員養成講習会の要項にありますように、公認普及員資格取得中に、共通科目を終了することにより、(財)日本体育協会、(財)日本テニス協会公認指導員の資格を有することとなります。

指導者の有資格者には、世界のテニス界の情報、講習会等の案内が発信され、今後のテニス指導者としての、活動に役立つものと思われま